

「郵便による不在者投票」制度について

「郵便による不在者投票」とは、一定以上の障害があり投票所へ行くことが困難な方が、郵便でのやりとりによって自宅等で投票できる制度です。この制度による投票をするには、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておかなければなりません。

該当となる障害の程度は、以下のとおりです。

※法改正により、平成22年4月1日から、肝機能障害が追加されます。

郵便投票ができる人とは…

	障害名	障害の程度			
		1級	2級	3級	
身体障害者手帳	両下肢・体幹 移動機能	○	○	—	
	心臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸	○	—	○	
	免疫・肝機能	○	○	○	
	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	○	○	○	—
	心臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸・肝機能	○	○	○	○
介護保険の 被保険者証	要介護状態区分				
	要介護 5				

代理記載の方法による投票を行うことができる人とは…

上記の障害の程度に加えて、下記のいずれかに該当する方は、代理人に投票に関する記載をしてもらうことができます。

身体障害者手帳	上肢機能障害又は視覚障害	1級
戦傷病者手帳	上肢機能障害又は視覚障害	特別項症～第2項症

問い合わせ先 鏡野町選挙管理委員会 ☎0868-54-2111